

構造改革特区の第2回認定について

平成15年8月22日
内閣府構造改革特区担当室

7月1日から第2回目の構造改革特別区域計画の認定申請を開始し、49の団体から49件の構造改革特別区域計画が申請された。(うち1件は既に認定された特区計画の変更申請)

これら49件の計画のうち、取り下げられた1件を除く新規の申請47件については、全て構造改革特別区域法及び構造改革特別区域基本方針に定めた認定基準を満たしており、8月29日に新たな特区として認定する。また、既に認定された特区計画の変更申請1件についても認めることとした。

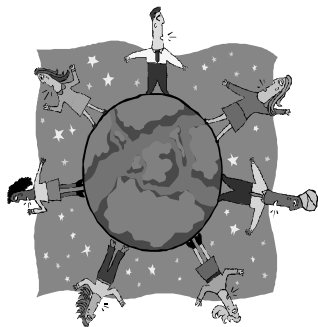
なお、第3回目の認定申請は10月1日から受付を開始する。10月の認定申請受付では、本年2月27日の構造改革特別区域推進本部で決定された「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」に基づいて追加された規制の特例措置についても対象となる。

実現した特区の例 (第2回認定分)

1.教育関係特区

とみあい

富合町小中一貫教育特区 **【熊本県富合町】**



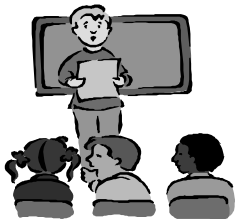
とみあい

町内の小学校・中学校において一貫教育を実施し、4・3・2制の導入を図る中で、基礎教科の充実、国際科・生き方創造科といった独自の教科の創設などにより、国際社会に貢献できる個性ある子供たちの育成を図る。

- (特区研究開発学校制度による教育課程の弾力化)
- ・卒業時に、全生徒が英検3級又は2級程度を取得

くず

葛小中一貫教育特区 **【奈良県御所市】**



こせ

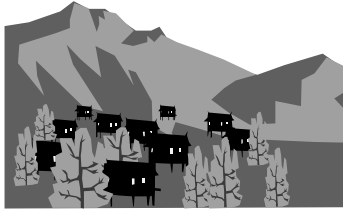
製薬などの地場産業に対する関心の醸成など、科学教育を中心とした小中一貫教育の実施を図る中で、体験的な学習を行う「せん」の時間の創設、小学校時からの英語教育の実施などの取り組みを行う。

- (特区研究開発学校制度による教育課程の弾力化)
- ・科学好きの子ども割合(定期的に調査・評価)

平成16年 40% 平成19年 70% (前期課程修了時)

2.農業 都市農村交流特区

阿蘇カルデラツーリズム特区【熊本県、熊本県内12町村】



世界一のカルデラを持つ阿蘇の雄大な自然の中、農業と融合した観光地づくりを図るため、農家での民泊、市民農園の開放による農業体験などのグリーンツーリズムを推進するとともに、地域の物産交流施設の经营主体が農業参入することにより、生産から販売まで一貫した特産物づくりを進める。

(農家民宿における簡易な消防用設備等の容認、農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認、市民農園の開設者の範囲の拡大、有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認)

・市民農園による都市農村交流人口の増 年間 1,050人

3.産学連携特区

マリン・フロンティア科学技術研究特区【北海道函館市】

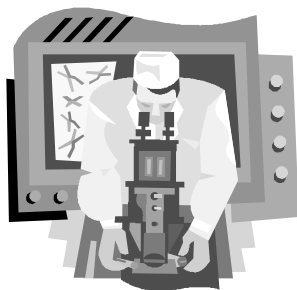


太平洋、津軽海峡、日本海と3つの海に囲まれ、水産・海洋に関する学術・研究機関や水産業等の独自の産業が集積している地域の特性を活かし、産学共同研究の推進や海外からの研究者の招聘等を通じて、国際水産・海洋都市の形成を図る。

(外国人研究者受入れ促進、外国人の入国・在留申請の優先処理、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化・使用の容易化、国有施設等の廉価使用の拡大)

・新規雇用創出 1,800人以上 [平成22年度まで]

環境創造新産業特区【福岡県、大牟田市】



石炭化学関連技術や公害防止技術の蓄積を活かしつつ、環境・リサイクル産業への基幹産業の転換を図るため、企業立地の初期投資の軽減を図るとともに、産学連携による研究を促進する。

(土地開発公社造成地の賃貸の容認、外国人研究者受入れ促進、外国人の入国・在留申請の優先処理、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化・使用の容易化)

・新規企業立地 64件、新規雇用創出 約3,500人 [今後10年間]

4.生活福祉特区

河合・宮川村デマンド式ポニーカーシステム有償運送特区【岐阜県河合村・宮川村】



村営バス、スクールバス以外に公共交通機関がない地域において、シルバー人材センターの活用を通じて、住民ボランティアによる輸送サービス(デマンド式ポニーカーシステム)を提供する。
 (交通機関空白の過疎地におけるボランティア輸送の有償化)
 ・システムの利用者見込み数 約500名

5.幼保一体化特区

みずなみ

幼児教保育特区【岐阜県瑞浪市】



市内に分散している幼稚園、保育所において、定員の超過、余剰が生じており、このような需給のミスマッチを是正するため、幼稚園での保育所児との合同活動の実施、保育所に幼稚園の分室を設置しての合同活動の実施をあわせて実施する。

(幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動)

・合同活動幼児数

平成16年度 200人

平成21年度 市内の3～5歳児全て(1,000人)

6.環境 まちづくり特区

宇都宮にぎわい特区【栃木県】

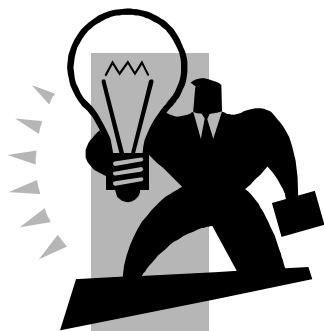


宇都宮市の中心市街地において、大規模小売店舗立地法の出店手続きの簡素化を図ることにより、大型店舗の空き店舗状態の解消を図り、中心市街地のにぎわいを回復する。

(中心市街地における商業の活性化(大規模小売店舗立地法の特例))

・空き店舗状態の解消 3店、新規雇用創出 800人 [平成19年度まで]

つくば市新エネルギー特区【茨城県つくば市】



「つくばエクスプレス」の沿線開発地域において、家庭用燃料電池発電設備の重点的な導入を行うことを契機として、市民生活、地域社会と密着した新エネルギー研究開発の促進、関連する新産業の創出を図る。

(一般用電気工作物への位置づけによる家庭用燃料電池発電設備の導入、不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備の導入)

・燃料電池関連の直接経済効果 約100億円 [2010年まで]